

令和4年12月23日

保護者各位

糸満市教育委員会
教育長 幸地 政行
糸満市立糸満南小学校
校長 上江洲 学

市内学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された
場合の対応等の一部変更について（お知らせ）

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。
さて、厚生労働省事務連絡の一部改正が行われ、濃厚接触者の待機期間の見直し及び沖縄県における方針について一部改正がありました。そこで、市内学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について、下記のとおり一部変更いたします。（下線部が今回改正箇所）
つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

【同居家族に感染者が発生した場合】

1. 濃厚接触に特定された場合
 - (1) 当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間は出席停止 ⇒ 6日目解除
 - (2) 最終接触から2・3日目の抗原キット検査陰性 ⇒ 3日目から登校可
※抗原キットは薬事承認（医療用）を使用すること
※無症状時の抗原検査は鼻腔用を使用
2. その他の接触者（濃厚接触者ではない）で無症状の場合
→ 登校可（接触者PCRセンター等での受検/自己検査を推奨）
3. 有症状の場合
→ 登校を自粛し、医療機関を受診/検査または（軽症の場合）抗原キット検査

【同居家族以外の感染者と接触した場合（同一学級、部活、塾、学童等）】

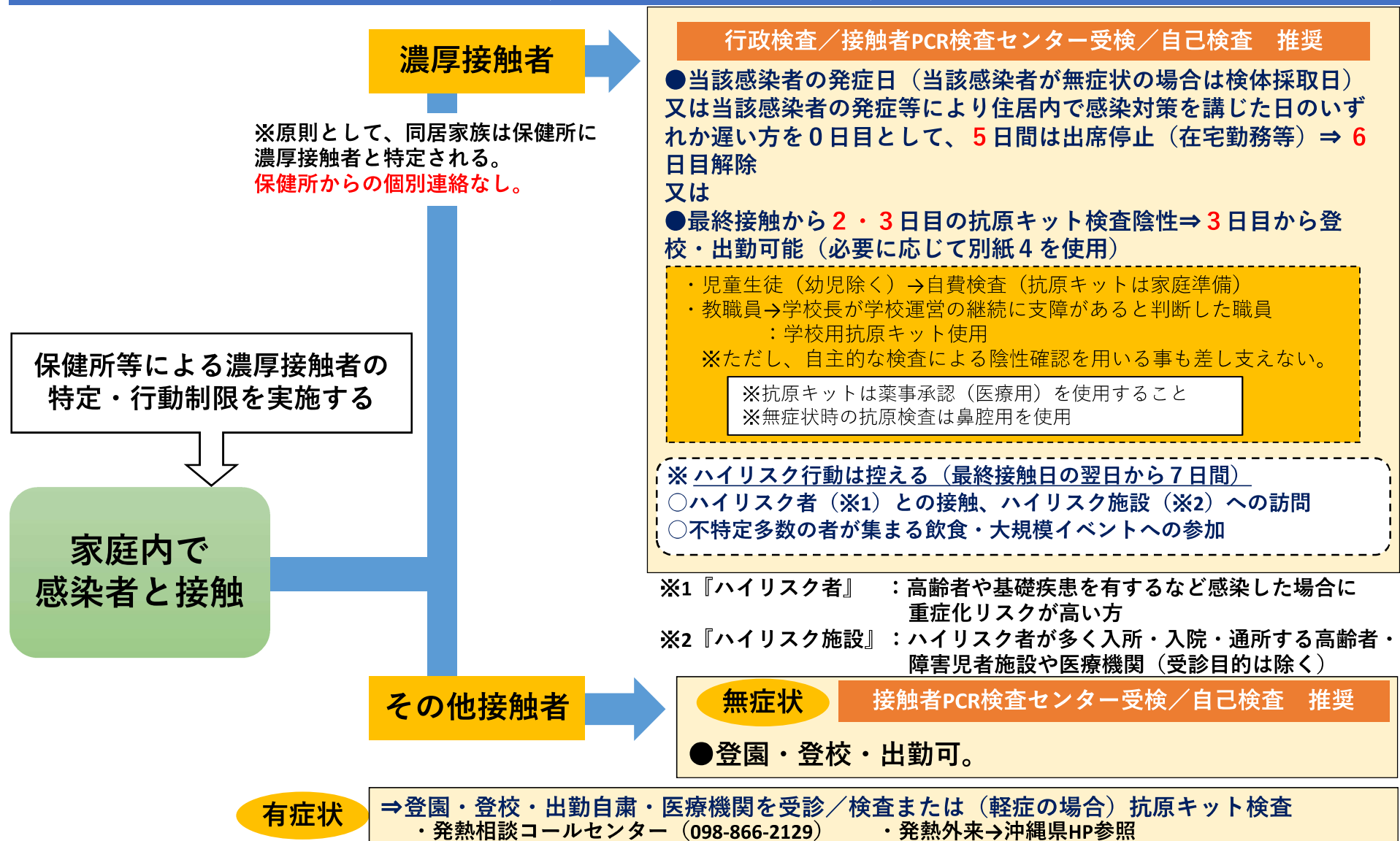
1. 無症状で感染リスクの高い場面での接触がない場合
 - (1) 学級内等で感染が広がっている可能性が低い場合
→ 登校可能（条件なし）
 - (2) 学級内等で感染が広がっている可能性が高い場合
→ 一定期間の学級閉鎖、出席停止（接触者PCR検査センター受検/自己検査を推奨）
（PCR検査、抗原検査の結果判明、または、最終接触日の翌日から5日が経過した後、登校可）
※無症状時の抗原検査は鼻腔用を使用
2. 無症状でリスクの高い場面での接触がある場合
→ 一定期間の出席停止 推奨（接触者PCR検査センター受検/自己検査を推奨）
（PCR検査、抗原検査の結果判明、または、最終接触日の翌日から5日が経過した後、登校可）
※無症状時の抗原検査は鼻腔用を使用
3. 有症状の場合
→ 登校を自粛し、医療機関を受診/検査または（軽症の場合）抗原キット検査

【添付資料】

- （別紙2） 同居家族に感染者が発生した者の対応について
（別紙3-①） 同居家族以外の感染者と接触した者の対応について

【オミクロン株流行下】同居家族に感染者が発生した者の対応について
(全公立幼稚園・学校)

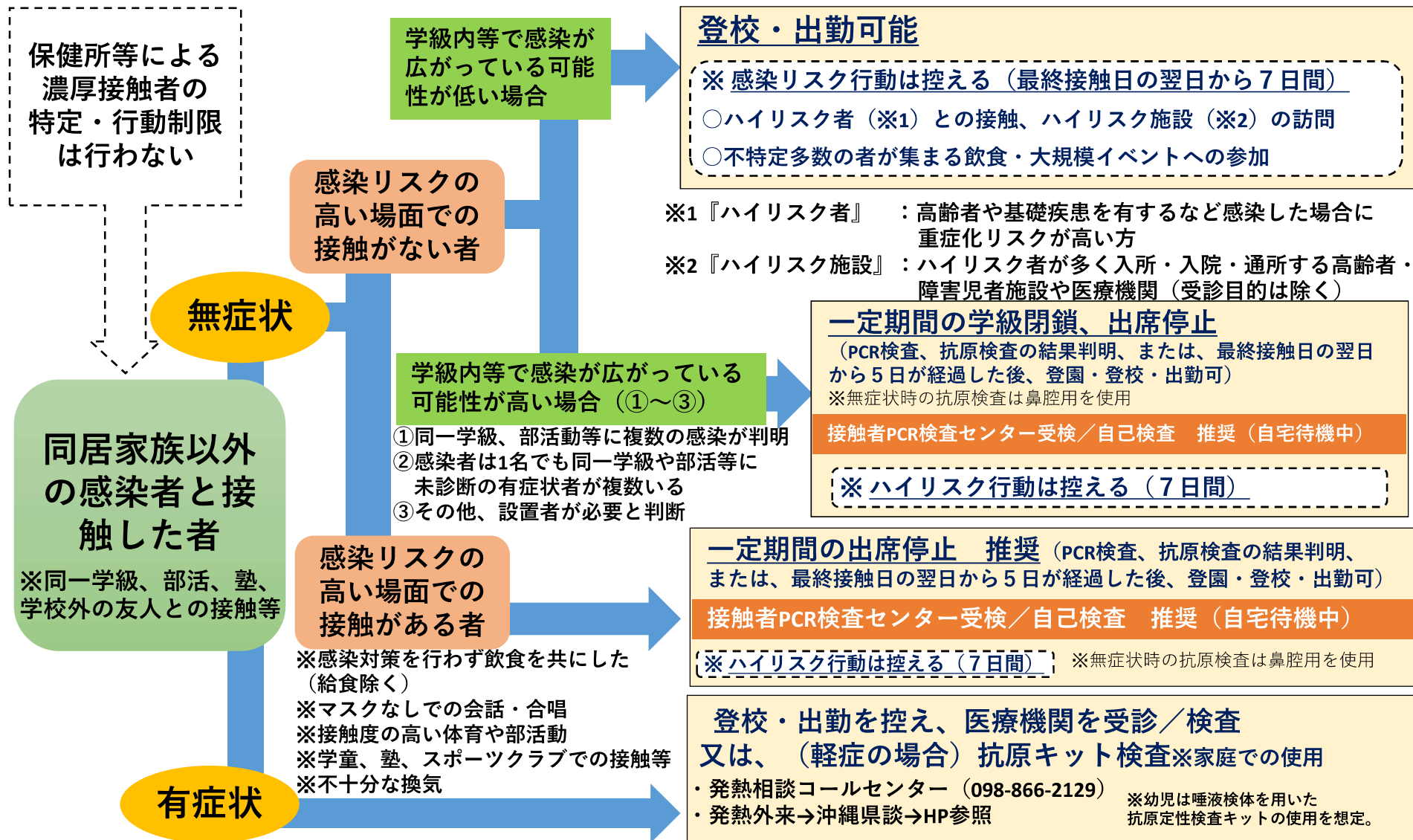
2022.4.1適用
一部改正2022.12.22



☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。
☆同居家族以外の感染者と接触した場合で、保健所から濃厚接触者と特定された場合も、同様の対応となります。

【オミクロン株流行下】同居家族以外の感染者と接触した者の対応について
（公立幼稚園・小・中・高・特別支援学校）

2022.4.1適用
一部改正2022.12.22



☆5名以上の集団感染が発生した場合や離島地域においては、状況に応じて上記対応の実施について保健所において判断します。保健所から指示があった場合は、その指示に従ってください。☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。